

「地方政府性債務リスク応急処置方案」が発表

～債券市場にも影響か

中国投資銀行部
中国調査室

メインピックス 2

「地方債務問題応急処置方案」が発表～債券市場にも影響か 2

- 国務院は11月14日、「地方政府性債務リスク応急処置方案」(以下、「方案」という)を発表した。財政部によれば、「方案」は地方政府債務のシステムティックリスクの回避を目的とし、「予算法」の徹底および地方政府債務の管理を強化するための重要な措置と位置づけられている。
- 「方案」は「予算法」、「地方政府性債務の管理強化に関する意見」に続くものとして発表され、地方政府の資金調達をさらに規範化する政策の一環であると思われる。これ以外にも、2014年以降、政府性基金収入の一部が一般予算収入に分類されたことや、一般財政移転の規模拡大など財政改革が着実に進められている。これらの措置を通じ、地方債、融資プラットフォームと財政予算の管理が整いつつある。
- 「方案」は、再び、中央政府と地方政府の信用状況の分離を強調しており、それが実現されれば、その地方の経済力、財政力などにより、国債および他地域の地方債との間に徐々に金利差が現れると予想される。

プロフェッショナル解説(税務会計)MAZARS/望月会計士 8

BEPS 13 移転価格文書及び国別報告書～中国における対応、日本における対応、日中間取引における
注意点 8

- 行動計画13では、マスターファイル、ローカルファイル、国別報告書(Country By Country report)と呼ばれる3種類の文書について企業側に作成を義務付けることにより、透明性を促進し、BEPS行動に対する把握、管理、対応することを目的としています。
- 行動計画13がその対象としている多国籍企業にかかわる情報提供及び国家間による情報の共有は、多国籍企業親会社だけでなく傘下の各地現地法人についても同時に影響をもたらすものといえます。さらに、国別報告書にかかわる制度は企業側及び課税当局側の双方にとって今までに経験したことのないものであることから、その実施及び改正の状況に対応しつつ、企業側にも今後従来の取引の流れやタックス・プランニングを変更する動きが出てくるものと予想されます。

BTMUの中国調査レポート(2016年11月) 11

メインピックス

「地方債務問題応急処置方案」が発表～債券市場にも影響か

国務院は11月14日、「地方政府性債務リスク応急処置方案」(以下、「方案」という)を発表した。財政部によれば、「方案」は地方政府債務の体系的なリスクの回避を目的とし、「予算法」、「地方政府性債務の管理強化に関する意見」(以下、「43号文」という)に続くものとして発表され、地方政府の資金調達をさらに規範化する政策の一環であると思われる。

「方案」は再び、中央政府と地方政府の信用状況の分離を強調し、それが実現されれば、長期的に地方の経済力、財政力などにより、国債および他地域の地方債との間に徐々に金利差が現れると予想される。

I. 四段階の応急措置を発表

「方案」の背景として、2014年に改正された「予算法」、および「43号文」では、地方政府債務リスクの見積、警報システム、および、問題が発生した際の応急処置と問責制度の構築が求められており、共産党第18期5中全会でも、債務リスク判別と予知能力を高め、統制可能な方式で積算されたリスクの一部を解消し、財政、金融面におけるリスク対応能力を向上していくという方針が示された。

「方案」は、地方政府性債務の対応に対し、①地方政府は各自の債務問題に責任をとり、地域を跨ぐ問題は関連する地方政府同士が協議により対応し、中央政府は原則的に救済しない、②地方政府は債務問題の未然の防止に重点を置くが、問題が発生した際には即座に対応すること、③債務問題の対応は法律および市場メカニズムに従い、関係者の権益を確保すること、の3つを原則としている。

主要内容としては、以下の4つにまとめることができる。

- 適用範囲の明確化。「予算法」などに基づき、「方案」の適用対象を、①地方債、置換え債券を含む地方財政予算に含まれる地方政府債券、②2015年以前に発生した債券以外の地方政府性債務、の2つとしている。

図表1 各種地方政府債務とその定義

地方政府性債務問題	地方政府は期限通りに債務を返済できないか、または偶発債務の担保・救済責任を果せず、財政・金融のシステムティック問題につながりかねないため、応急処置を採る必要のあるケース。	
地方債	地方政府が発行した一般債券、特別債券、および2017年12月31日までの置換え債券	
既存債務	2014年12月31日までに発生した地方債以外の地方政府性債務で、地方政府が返済責任を持つ債務と、担保、救済責任を持つ偶発債務がある。	
偶発債務	政府が担保責任を持つ債務	2014年12月31日までに発生したもので、融資プラットフォームなどの企業からの資金調達に対し、地方政府およびその関連部門が、債務返済が困難な場合に流動性支援、一部債務の代償などを行うと承諾した債務
	政府が一定の救済責任を持つ債務	2014年12月31日までに発生した企業および事業単位の債務で、地方政府は返済責任、および担保責任を持たないが、デフォルトとなった場合、経済、社会安定を維持するために地方政府は一定の救済を行うと予想される債務

出所:「地方政府性債務リスク応急処置方案」よりBTMU(China)中国調査室作成

- 「方案」では、地方債務問題の性質、影響の範囲と大きさなどをもとに、債務問題がⅠ級(特大)、Ⅱ級(重大)、Ⅲ級(比較的重大)、Ⅳ級(一般)の4段階に分けられている。Ⅳ級、Ⅲ級の場合、できる限り財政支出の削減などによって地方政府が自ら解決することとされており、Ⅱ級、Ⅰ級の問題で、市、県などの地方政府だけで対応できない場合、省政府は状況に応じ適切に救済することとされており、問題がさらに悪化しシステムティックリスクにつながりかねない場合は、中央政府が適切な指導を行うこととされている。

図表2 債務問題における4段階分類

I 級	省政府の地方債がデフォルトした場合
	省政府あるいは省内の15%以上の市、県政府が債務返済できないか、債務返済のため、必要な公共サービス、政府運営を維持できない場合
	省政府あるいは省内の15%以上の市、県政府が偶発債務の担保責任、必要な救済責任を果せないか、またはそれらの責任を果すため、必要な公共サービス支出もしくは政府運営を維持できない場合
	省内各政府がデフォルトした債務元金合計額が今期の債務返済額の10%を上回ったか、またはデフォルトした債務の利息合計額が今期の利息合計額の10%を上回った場合
	その他、省政府が I 級債務問題と認定した場合
II 級	省政府の地方債が3回連続で引受けされない場合
	省政府、あるいは省内の10%以上15%未満の市、県政府が債務返済できないか、または債務返済のため、必要な公共サービス支出もしくは政府運営を維持できない場合
	省政府、あるいは省内の10%以上15%未満の市、県政府が偶発債務の担保責任、必要な救済責任を果せないか、またはそれらの責任を果すため、必要な公共サービス支出もしくは政府運営を維持できない場合
	省内各政府がデフォルトした債務元金合計額が今期の債務返済額の5%を上回ったか、またはデフォルトした債務の利息合計額が今期の利息合計額の5%を上回った場合
	地方政府が債務デフォルト、または担保責任、救済責任を果せないことにより、社会に悪影響を与えた場合
その他、県レベル以上地方政府が II 級債務問題と認定した場合	
III 級	省内の10%未満の市、県政府が債務返済できないか、または債務返済のため、必要な公共サービス支出もしくは政府運営を維持できない場合
	省内の10%未満の市、県政府が偶発債務の担保責任、必要な救済責任を果せないか、またはそれらの責任を果すため、必要な公共サービス支出もしくは政府運営を維持できない場合
	省内各政府がデフォルトした債務元金合計額が今期の債務返済額の1%を上回るか、またはデフォルトした債務の利息合計額は今期の利息合計額の1%を上回った場合
	地方政府の債務デフォルト、または担保責任、救済責任を果せないことにより、社会に悪影響を与えた場合
	その他、県レベル以上の地方政府が III 級債務危機と認定した場合
IV 級	省内の1つの市、県政府が債務返済できないか、または債務返済のため、必要な公共サービス、政府運営を維持できない場合
	省内の1つの市、県政府が偶発債務の担保責任、あるいは必要な救済責任を果せないか、または債務返済のため、必要な公共サービスもしくは政府運営を維持できない場合
	地方政府の債務デフォルト、または担保責任、救済責任を果せないことにより、社会に悪影響を与えた場合
	その他、県レベル以上地方政府が III 級債務危機と認定した場合

出所:「地方政府性債務リスク応急処置方案」よりBTMU(China)中国調査室作成

- 地方債務問題の対応は、「予算法」、「担保法」、「契約法」などの法律、および市場メカニズムに従い、レベル別の対応措置を採り、債権者、債務者の権益を確実に保護する。

図表3 債務問題のレベル別対応措置

I 級	省政府は債務問題が起こった市・県の新規債券発行額を一時禁止する
II 級	省政府は債務問題が起こった市・県政府の新規地方債発行額を削減する
	必要な場合、省政府の財政問題応急チームが市・県政府の代わりに財政管理を行う
III 級	地方政府は債務問題応急チームを設立し、対応。処理状況を上級管理部門に報告
	市・県政府の債務返済が困難となった場合、上級財政部門による代位弁済を申請し、代位弁済された金額は来年度の財政移転から控除する
IV 級	関連地方政府は債務問題の起因を判別し、責任を明確にし、できる限り自身で債務問題を解決するよう努める
	地方政府が必要と考える場合は、財政再編計画を実施する
	市・県政府は債務問題応急処置が必要な案件を省政府へ届け出る

出所:「地方政府性債務リスク応急処置方案」よりBTMU(China)中国調査室作成

- 債務問題発生後、地方政府は責任者に行政、法律責任の追求を行い、金融監督管理当局は銀行など金融機関責任者に法律責任の追求を行う。

図表4 問責制度の関連内容

問責制度の適用対象	「予算法」、「銀行業監督管理法」などの法律に違反した行為、および「地方政府性債務の管理強化に関する意見」などの政策規定に違反した行為、その他財政部など関連部門の規定に違反した行為
問責制度の実施	IV級以上の債務問題が発生した場合、地方政府は関連責任者に対し行政責任の追求を行い、金融監督管理当局は銀行など金融機関責任者に法律責任の追求を行う
問責のプロセス	省政府は債務問題を行政評価の基準とし、債務問題を解決する前の政府関係者の昇格を禁止し、関係者がすでに異動した場合、法律に基づき責任追及を行う

出所:「地方政府性債務リスク応急処置方案」よりBTMU(China)中国調査室作成

なお、「方案」では、債務問題の対処方法として財政再編があげられているが、その具体的措置として財政部は以下のことを示している。

- 財源の開拓。法律に従い、企業が未納である税金を追徴し、国有資産使用の有料化により政府性資源収益の増収を図る。また、法律、行政規定、および国務院が規定したもの以外、税制上の優遇政策を一時停止し、問題解決後に再開する。
- 財政再編期間中、必要な公共サービス支出および政府運営支出を除き、地方政府は債務問題のレベルなどに応じ、財政支出を現行水準で維持するか、削減する。
- 政府資産の売却。地方政府は指定機関を通じ、政府および関連部門が所有している経営性資産、行政事業単位資産、国有企業株式などを市場メカニズムに基づき売却し、債務返済資金に充当する。
- 省政府救済の申請。市・県政府は上記の措置を採った後、財政収支が依然として均衡しない場合、省政府に臨時救済を申請することができる。省政府は一部債務の代位弁済、財政移転の拡大といった措置を採ることが可能である。財政再編終了後、省政府は状況に応じ、これらの支援金を回収するか否かを再び判断する。
- 予算管理の強化。財政再編終了後、関連地方政府の財政予算、各政府部門予算、重点プロジェクト支出予算などは同じ行政レベルの人民代表大会で審議、可決された後、上級政府に届け出なければならない。上級政府が予算に不適切な部分があると判断する場合、人民代表大会の審議、可決を得て、下級政府の予算案を却下することができる。
- 財政管理の改善。当該地方政府は中期的な財政管理計画を制定し、財政支出予算を適切に抑え、財政再編が終了後の移行期間における財政安定に取り組む。

II. 「方案」の発表による影響

「方案」の発表とともに、財政部は記者会見を開き、最近の地方政府債務状況について説明した。主な内容は、以下の5つにまとめることができる。

① 地方政府性債務の明確化

前述したように、現段階の地方政府性債務は主に2つの部分からなり、それらは、①地方債と置換え債券からなる地方政府債券、および、②2014年12月31日以前に発生し、地方政府性債務と認定された地方債以外の債務である。「予算法」と「43号文」では、地方政府が地方政府債以外の手段によって、企業経由の資金調達をしてはならず、企業の代わりに債務を返済してはならないと規定されている。これはすなわち、今後地方債は地方政府ができる唯一の合法的な資金調達方法であり、2015年1月1日以降に発生した融資プラットフォームをはじめとする地方国有企業のすべての債務は地方政府性債務ではないとみることができる。

② 地方政府性債務の規模

2015年末までの中央政府債務上限額は10兆6,600億元、地方政府債務上限額は16兆元とされており、債務総額の対GDP比率は38.9%と国際的な警戒線である60%を大きく下回っている。2016年の新規債務上

限は、中央が1兆4,000億元、地方が1兆1,800億元であり、これを計算に入れても、債務比率は40%を超過しない程度である。国際的にみて、中国の政府債務は依然として低い水準にあると思われる。

地域別では、東部地域の各省は債務額こそ高いが、債務比率は低い水準を維持している。それに対し、西部地域の政府債務比率は比較的高く、特に貴州、青海などの一部地域では、債務比率はすでに80%を上回っており、留意する必要がある。

③ 地方政府債務管理の主要措置

2014年以降、「予算法」、「43号文」をもとに、財政部は地方政府債務管理のフレームワークを改善しつつある。具体的には、関連法律の整備、地方政府債務を予算管理の項目に含めること、政府債務上限管理、地方政府債務置換え、リスク見積り体制、危機応急措置、違法な政府担保の禁止などが挙げられる。

④ 2016年の地方政府性債務の発行状況

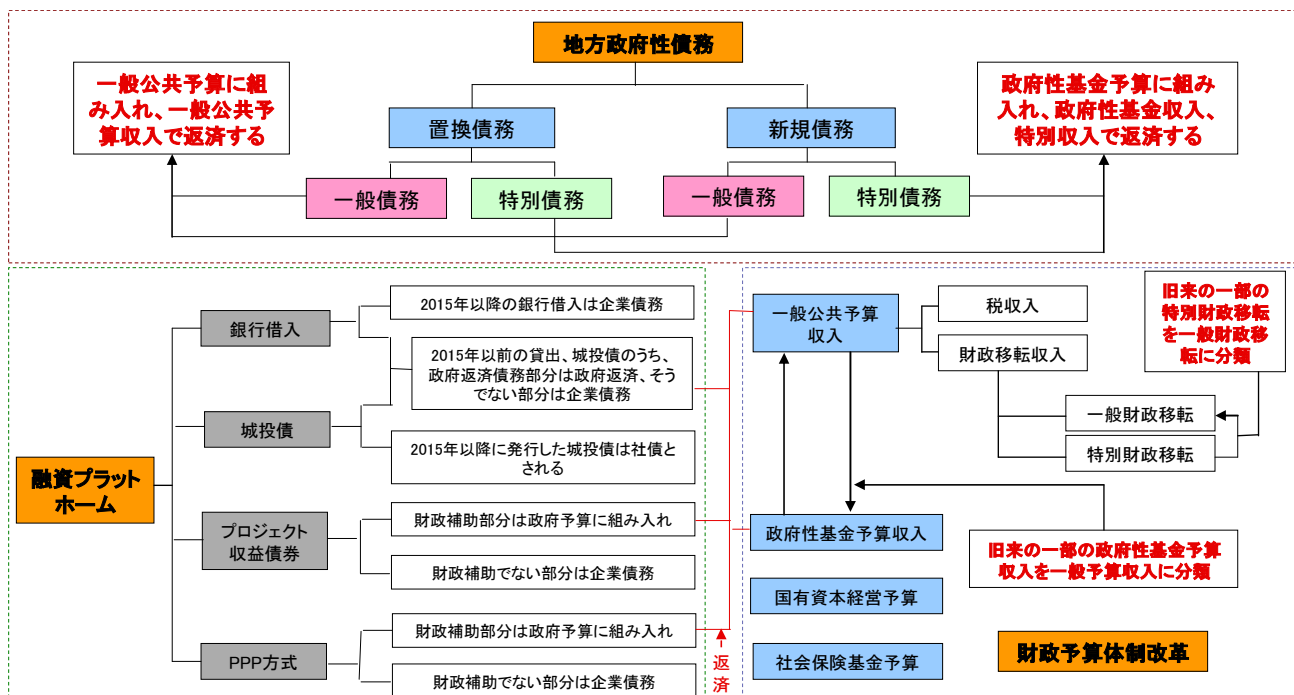
2016年の地方政府新規債務上限額は1兆1,800億元であり、第3四半期までの新規発行地方政府債券は1兆1,347億元、置換え債券は4兆元となっている。地域別で見ると、東部地域の地方債発行額が大きく、新規債券、置換え債券の合計発行額で、江蘇省、山東省、広東省が上位3位となっている。

⑤ 地方政府性債務リスクの防止

目下の地方政府債務について、財政部は、①一部地域において財政収入が鈍化し債務返済能力が弱まっている、②貴州など一部地域の債務率は警戒線を上回っている、③地方政府の違法担保が依然として存在している、④PPPプロジェクトに規範化しない行為がある、といった問題を指摘している。これらの問題を防止するため、財政部は「開前門、堵後門」（正門を開き、裏門を閉める）との方針を打ち出し、すなわち、地方債の発行などで地方政府の資金調達をサポートする一方、不正な資金調達・担保を是正し、地方債務をより透明化する狙いがあると思われる。

事実上、2014年以降、「予算法」、「43号文」のほかにも、政府性基金収入の一部を一般予算収入に納めることや、一般財政移転の規模拡大など一連の財政改革措置が打ち出されている。これらの措置を通じ、地方債、融資プラットフォームと財政予算の管理は整いつつある(図表5)。

図表5 地方債、地方融資プラットフォーム、財政改革の関係図

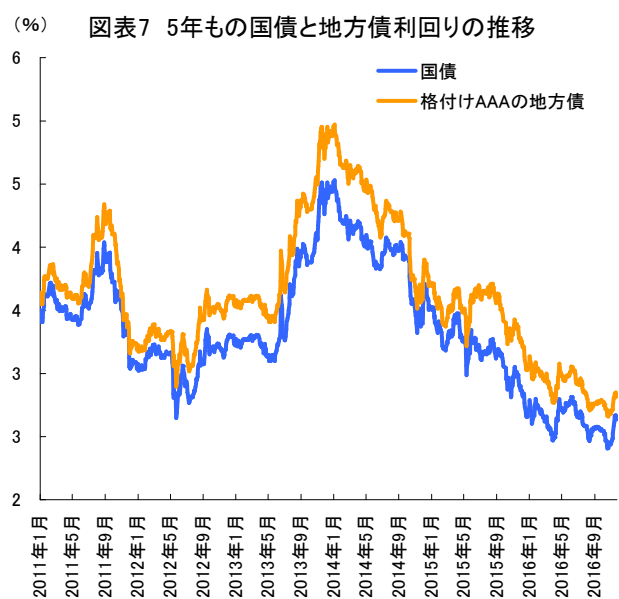
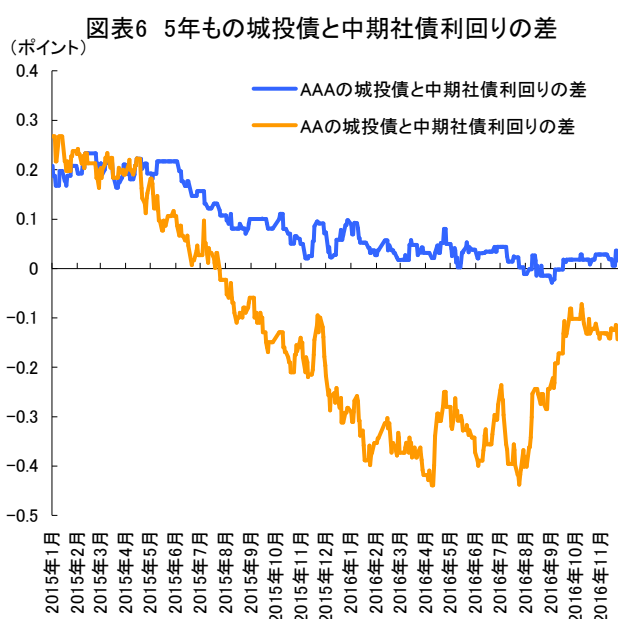


出所:「予算法」、「43号文」などよりBTMU (China)中国調査室作成

Ⅲ. 債券市場への影響

「方案」は中長期的に、地方政府資金調達を規範化を目的としているが、当面は、中央と地方政府の信用状況の分離が再度強調されたことにより、地方政府債、城投債（融資プラットフォームによる債券）に一定の影響を与える可能性があると思われる。「方案」および財政部の記者会見から、債券市場に関して以下のポイントをまとめることができる。

- 「予算法」、「43号文」によれば、2015年1月1日以降、地方債は地方政府ができる唯一の合法的な資金調達方法であり、各地方政府は省レベル財政部門を通じた地方債発行による資金調達のみ許可され、その他いかなる形の債務に対し、地方政府は責任を持たない。
- 上記の規定に従えば、2015年1月1日以降に発行した城投債は地方政府債務ではない。たとえ全く収益のない公益性プロジェクトでも地方政府性債務に分類されることはなく、デフォルトとなった場合、地方政府は救済する義務を持っていない（ただし、何らかの形による支援が行われることは考えられる）。
- そのため、今後、城投債の利回りは調整される可能性があると思われる。セカンダリー市場の状況から見ると、全体的に城投債と中期社債の利回りにそれほど差はないが、債券の格付けによりその状況は若干異なる。例えば、期間が5年の城投債と中期社債を比較してみると、格付けAAAの場合、城投債と中期社債の利回りにそれほど差（城投債金利－中期社債金利）がなく、2016年以降0近辺で推移している。一方、格付けAAの場合、利回りの差は2015年半ばからマイナスとなっており、これはすなわち、融資プラットフォームの国有企業属性によりもたらされたプレミアムは主にAAの城投債に反映されており、今後調整がある場合もこれらのものを中心に行われる可能性が高いと見られる（図表6）。
- 10月、財政部は地方政府に対し、「いかなる形の債務であっても、「担保函」（保証状）を早急に取り戻すよう求めた」と各メディアが相次いで報道していた。事実上、「43号文」ではすでに地方政府の違法担保行為について明確に規定している。例えば、地方政府が融資プラットフォームを含む国有企業の資金調達に対し、債務返済が困難な場合に流動性支援、または一部債務の代位弁済を承諾することや、債務返済資金を政府予算に組み入れることなどが違法な担保と見なされる。
- 中央と地方政府の信用状況の分離が再度強調されたことにより、今後、地方債の発行金利において地方の財政力、経済力が決定的要因となり、国債および他地域の地方債との間に徐々に金利差が現れると予想される（図表7）。



出所：中国債券信息网よりBTMU(China)中国調査室作成

地方債務問題において、事後の応急措置および対応も重要であるが、何よりも事前の対策が重要であると思われる。当局は、今後、融資プラットフォーム債務の元本保証の打破などにより市場の予測を正すとともに、予算透明度の向上など財政体制改革を引き続き推進し、債務リスクの未然防止に取り組むことが不可欠であると思われる。

三菱東京 UFJ 銀行(中国) 中国投資銀行部
中国調査室 余 興

プロフェッショナル解説(税務会計)MAZARS/望月会計士

BEPS 13 移転価格文書及び国別報告書～中国における対応、日本における対応、日中間取引における注意点

今回は、文書化にかかわるお話です。

BEPS への対応について、そもそも日系企業の多くは過度の租税回避スキームを採用することは少なく、BEPS による大きな影響も少ないと考えられることについて何度か述べてきました。このようにその他の分野で大きな影響が少ないと考えられるものの、一方で日本において BEPS の影響として最も大きく取り上げられているのが、この BEPS 行動計画 13 であるといえるでしょう。

行動計画 13 は、日本においては移転価格にかかわる文書化として捉えられることが一般的ですが、標題に見られるように必ずしも移転価格に限った内容ではなく、むしろ、BEPS に対する最も本質的かつ抜本的な対応方法を議論する内容であるといえます。

ここでの背後にあるアイデアは、自国内においては強力な権限を有する課税当局も、自国外ではその権限は全く通用しないことから、極度に多国籍化した企業を相手にどうしても情報量に差があり、十分な対応が図れなかったというものです。すなわち、どこでどれだけ利益及び税金を計上しているのかという国を跨った情報について、企業側に提供することを義務付けると同時に、多国家間で当該情報を共有できる仕組みを作り上げようとするものです。

但し、このことは、結果として極度の国家間による課税競争(紛争)をもたらす可能性を有しており、故に、同時に紛争解決メカニズムの形成についても議論がなされています。

それでは、BEPS 行動計画 13 では、税源侵食及び利益移転に具体的にどのように取り組んでいるのでしょうか？

BEPS 13 移転価格文書及び国別報告書

行動計画 13 では、マスターファイル、ローカルファイル、国別報告書(Country By Country report)と呼ばれる3種類の文書について企業側に作成を義務付けることにより、透明性を促進し、BEPS 行動に対する把握、管理、対応することを目的としています。

経緯

行動計画 13 に関する議論は、2014年9月の第一次提言においてそれぞれの文書にかかわる内容が発表されたのを皮切りに、2015年2月に国別報告書実施にかかわる内容が公表され、続いて同年6月に国別報告書にかかわる国内法制モデル及び権限ある当局間合意モデルが示され、その後、2015年10月5日に他の行動計画とともに最終報告書が公表されました。さらに、2016年に入ってから6月に国別報告書実施にかかわるガイダンスが発表され、今後2020年までに、実施状況についてレビューをしつつ、これらの文書の内容について変更を加えるか否かについて再評価を行うものとしています。

内容

最終報告書では、従来のOECDによる移転価格ガイドラインを更新する形で報告書がまとめられており、以下のような構成が採用されています。

A 序章

B 移転価格文書規定の目的

納税者側による十分な移転価格の検討の確保、税務当局側への十分な情報提供を目的。

C 移転価格文書の三層構造

マスターファイル: 多国籍企業全体の概要を示すもので、組織、事業、無形資産、グループ内金融、財務状態、納税状況等を記載(原則的にはグループに一つ)。

ローカルファイル: 各国の税制に則した関連者間取引にかかわる詳細な情報が記載され、従来の同時文書の内容に相当(グループ構成企業が各自作成)。

国別報告書: 国別の所得配分、納税状況、経済活動の所在を示す情報、事業内容毎の企業リストを記載(グループに一つ)。

D コンプライアンス

文書作成時期(ローカルファイル及びマスターファイルについては事務申告までの作成が望ましい。国別報告書については事業年度終了日)、更新頻度(原則毎年見直し必要、但し、比較対象企業選定については3年毎も認められる)、作成言語(原則現地の言語、但し、企業内で共通して使用される言語についても認められる)、守秘義務等の事項が示されています。

E 実施

マスターファイルとローカルファイルについては、基本的に各国独自の現地制度に従い法制度化及び実施されるものとされています。また、国別報告書については、原則として2016年1月1日以降開始事業年度より実施されるものとして、前事業年度の連結売上高が750百万ユーロ以上の多国籍企業について各年度の国別報告書の提出が求められています。

また、国家間の情報共有を促進するための枠組みや導入方法についても説明がなされています。

日中における対応・今後の日中間取引について

行動計画13がその対象としている多国籍企業にかかわる情報提供及び国家間による情報の共有は、多国籍企業親会社だけでなく傘下の各地現地法人についても同時に影響をもたらすものといえます。さらに、国別報告書にかかわる制度は企業側及び課税当局側の双方にとって今までに経験したことのないものであることから、その実施及び改正の状況に対応しつつ、企業側にも今後従来の取引の流れやタックス・プランニングを変更する動きが出てくるものと予想されます。

(1) 日本

日本においては、上述のOECD/G20による提言を受けて、平成28年税制改正において、租税特別措置法及び同施行令並びに施行規則の改正が行われ、新しく移転価格文書制度が導入されました。ここでは、一定の国外関連取引¹を有する場合には確定申告書の提出期限までに独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類(ローカルファイル)を作成又は取得し、保存しなければならないものとして同時文書化が義務付けられています。また、直前会計年度の連結総収入金額が1,000億円以上の企業グループの最終親会社等については、翌決算期日までに事業概況報告事項(マスターファイル)及び国別報告事項(国別報告書)を作成及び提出しなければならないものとされました。また、マスターファイルについては日本語または英語、国別報告書については英語で作成するものとされています。

(2) 中国

中国においても、OECD/G20による提言を受けて、《関連申告と同時資料の管理の完備に関する事項についての公告》(国家税務総局公告2016年第42号)が公布され、2016年度より移転価格文書制度が導入さ

¹ 一の国外関連者との間で行った前事業年度の取引の受け払い合計額が50億円未満であり、かつ当該一の国外関連者との間で行った前事業年度の無形資産取引(特許権、実用新案権などの無形固定資産その他の無形資産の譲渡若しくは貸付け等)の受払合計額が3億円未満である場合には、同時文書化義務が免除されます。但し、当該同時文書化義務免除にかかわらず、調査官により提示が求められた場合には、60日以内の調査官の指定する日までに提示等が必要とされています。

られています。ここでは、従来より義務付けられていた同時文書(同期資料)について、ローカルファイル(本地文書)にマスターファイル(主体文書)の内容を加えるものとされました。同時に、従来の関連者間取引にかかわる申告資料について、国別報告書(国別報告)の内容が加えられるものとなっています。

ローカルファイルについては、年度における有形資産譲渡金額2億元または無形資産譲渡金額1億元もしくはその他関連者取引合計金額が4,000万元を超える場合に、翌年の6月30日前に中国語により作成準備することが求められます。

マスターファイルについては、年度における関連者間取引総額が10億元を超える場合に、会計年度終了から12か月以内に中国語により準備することが求められます。

国別報告書については、最終持株企業の前会計年度の連結財務諸表における各種収入金額合計が55億元を超える場合に、年度企業所得税申告書の添付書類として中国語及び英語により作成し提出することが求められます。

従って、日本における税制と異なり、マスターファイルについてはその提出が義務付けられるものではなく、基本的には保存でよいものとなっています。

(3) 日中間取引における今後の留意点

OECDによる最終報告書には以下のような記載があります。

「国別報告書の要請の採用及び導入に伴うリスク評価能力の向上の結果として、より効率の高い紛争解決の要請が高まることが認識されている。」(Executive summary)、「国家が、国別報告書による情報に基づく収入配分方式により納税者の所得について調整を求めることは認められない。そのような国別報告書の情報に基づく調整が当該国家の現地の課税当局により行われた場合には、当該国家の権限ある当局は早急にこのような調整を取下げることに責任をもつ」(Para 59.)

このことは今後、各地で移転価格税制の執行による調整が頻発する可能性が高いことを示したものであり、多国籍企業は今後世界各地における移転価格税制の進展について注意深く見守る必要があるといえます。

また、同時に、中国における国別報告書については、「最終持株会社が中国居住企業多国籍企業集団である場合には、その情報が国家安全にかかわる場合には、国家関連規定に基づき部分的または全面的に国別報告書の記載を省くことができる。」(42号通達第6条)との記載が設けられており、巨大企業のほとんどが国有系企業である中国において、国家間の情報共有がどの程度現実に進展していくのかについても十分な注意を払う必要があるものと考えられます。

最後に、これから迫りくる BEPS という荒波に備えるに際して、このコーナーが多少なりとも皆さんのお役に立てることができれば幸甚と考えております。

望月一央(公認会計士) MAZARS JAPAN/CHINA パートナー

MAZARS は 75 年の歴史を有し、グローバルワンファームとして世界 73 カ国の直営事務所に 15,000 人を擁する欧州系会計事務所です。多くの欧米企業をサポートするとともに海外に展開する日本企業のサポートにも注力しており、アジア地域においては、インド、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、ミャンマー等に拠点を有し、ワンファームならではの緊密な連携により複合的なサービスを提供しております。



当資料は情報提供のみを目的として、MAZARS によって作成されたものであり、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

BTMU の中国調査レポート(2016年11月)

- ニュースフォーカス第12号
広州国際自動車部品産業基地建設実施方案を発表
https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info005/info005_20161201_001.pdf
業務開発室
- 海外経済フラッシュ
大方の事前予想に反し、米国大統領選でトランプ氏が勝利
https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info005/info005_20161110_001.pdf
経済調査室
- BTMU 中国月報第130号
<https://count.bk.mufig.jp/c/Ccl0ivm3dny4n1H7e46bf90lid0ivm3foeldv>
国際業務部
- BTMU CHINA WEEKLY 2016/11/24
<http://www.bk.mufig.jp/report/inschiweek/416112401.pdf>
国際業務部
- 経済レビュー
中国の「供給側改革」の下で新展開を迎えた国有企業改革
https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info005/info005_20161101_001.pdf
経済調査室

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全て顧客御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 中国投資銀行部 中国調査室
北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大廈4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214